



平成 27 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社イーエムシステムズ
代表者名 代表取締役社長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 三橋 涼子
(TEL 06-6397-1888)

会社分割による持株会社体制への移行の延期に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 1 月 14 日付「会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ」および平成 27 年 5 月 13 日付「(訂正) 会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせの訂正」により開示いたしました、会社分割による持株会社体制への移行につきまして、本日開催の取締役会にて延期することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 会社分割延期の理由

当社は、平成 27 年 1 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 10 月 1 日を期日として持株会社体制へ移行することを決議し、「会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ」を開示、および平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、簡易分割方式を採用することとし「(訂正) 会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせの訂正」を開示いたしました。

当社が持株会社体制へ移行する目的としては、グループ全体の経営を行う統括会社として新たなコーポレートガバナンス体制のもと、環境変化に対応した機動的かつダイナミックな経営判断により経営の機動性を向上させるとともに、効果的な経営資源の調達および配分を行うことでグループの経営効率を向上させ、当社事業の持続的な成長と競争力の強化を目指すことを掲げておりました。

しかしながら、現状の当社におきまして、各事業会社に対する重複作業の増加、事業会社間での相互取引における処理の複雑化による管理コストの増大ならびに経営の非効率化を招く可能性、また当社グループ全体を通じた内部統制能力の弱体化を招く可能性を慎重に検討した結果、コーポレートガバナンスの一層の強化は企業の存続に係わる最重要課題であり、経営の求心力を損なわない現在の形態のまま、企業グループの統制活動を効果的に行う体制の構築こそ優先すべき取り組みであるとの考えに至り、会社分割による持株会社体制への移行を実施時期未定として延期することといたしました。

今後は、当社が迅速な経営判断、意思決定を行うことで当社グループにおける経営の求心力を高めるため、本日付「役付取締役の異動（取締役会長および社長の選定）について」にてお知らせしておりますとおり、平成 27 年 10 月 1 日付で代表取締役会長兼 CEO および取締役社長兼 COO を新たに選定し、グループコーポレートガバナンスの一層の強化に努めます。更に、当社グループ内で事業の効率化を進めていくとともに、事業毎に収益を見極めたうえで適切な経営資源を調達および配分し当社事業の拡大を図るため、より効果的な手法を実施すべく検討を進めてまいります。詳細につきましては、決定次第別途お知らせいたします。

2. 延期する会社分割の概要

平成 27 年 1 月 14 日付「会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせ」および平成 27 年 5 月 13 日付「(訂正) 会社分割による持株会社体制への移行に関するお知らせの訂正」にてお知らせ

せした持株会社体制への移行に伴う以下の決定内容の全てを延期する。

① 決議および分割期日

- ・会社分割計画承認取締役会決議日 平成 27 年 1 月 14 日
- ・会社分割取締役会決議日 平成 27 年 7 月上旬 (予定)
- ・分割期日 (効力発生日) 平成 27 年 10 月 1 日 (予定)

② 持株会社体制への移行の要旨

- ・簡易分割方式による会社分割
- ・会社分割による、当社から事業会社への事業承継
- ・持株会社としての当社の上場継続
- ・現在の当社子会社が持株会社の子会社となること

3. 当社の商号および事業目的について

平成 27 年 6 月 26 日開催の当社第 32 期定時株主総会にて定款一部変更の件が承認されましたが、当社定款第 1 条 (商号) および第 2 条 (目的) の変更は、平成 27 年 10 月 1 日をもって会社分割の効力が発生することを条件として、当該会社分割の効力発生日に効力が発生するものとしており、本日開催の取締役会にて本会社分割の延期を決定いたしましたので、附則に基づき商号および事業目的における定款変更はなされないものとなります。よって、今後当社が会社分割による持株会社体制への移行を実施することとなった場合には、商号および事業目的について、再度株主総会に諮らせていただきます。

(ご参考) 当社定款新旧比較表

株 主 総 会 決 議 前 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社EMシステムズと称し、<u>登記上はこれを株式会社イーエムシステムズと表示する。</u>英文では、EM SYSTEMS CO., LTD.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>医療業務処理用</u>コンピューターソフトウェアの開発・販売</p> <p>(2) <u>医療情報処理用</u>コンピューターソフトウェアの開発・販売</p> <p>(3) <u>医療情報処理サービス</u>および<u>情報通信サービス</u>の提供</p> <p>(4) <u>薬局の経営</u>および<u>薬局の経営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(5) <u>コンピューター</u>および<u>コンピューター周辺機器</u>の開発・販売</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、株式会社EMホールディングスと称し、英文では、EM HOLDINGS CO., LTD.と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理すること</u>を目的とする。</p> <p>(1) <u>コンピューターソフトウェアの開発・販売・導入・賃貸・保守</u>ならびに<u>サービス</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(2) <u>情報処理・分析サービス</u>および<u>通信サービス</u>の提供</p> <p>(3) <u>薬局・鍼灸・整骨院の経営</u>および<u>それらの経営に関するコンサルタント業務</u></p> <p>(4) <u>コンピューター</u>および<u>コンピューター周辺機器</u>、<u>消耗品</u>の開発・販売・<u>導入・賃貸・保守</u>ならびに<u>サービス</u></p>

株 主 総 会 決 議 前 定 款	変 更 案
(6) 医薬品、医薬部外品、毒劇物、医療用具、 介護用品の販売	(5) 医薬品、医薬部外品、毒劇物、医療機 器、介護用品、健康器具、備品、消耗品 の販売および賃貸
(7) 食料品の販売	(6) 食料品、健康食品の販売
(8) 不動産の賃貸借管理業	(7) 不動産の賃貸借、売買、およびそれら の代理、仲介および管理業
(9) 総合レンタル業	(8) (現行どおり)
(10) 医療機関運営に関するコンサルタント業務	(9) (現行どおり)
(11) 人材育成のための教育業務	(10) (現行どおり)
(12) 労働者派遣に関する事業	(11) (現行どおり)
(新 設)	(12) 高圧ガスの販売
(新 設)	(13) 駐車場の経営
(新 設)	(14) 旅行業
(新 設)	(15) アウトソーシング業務、情報処理、文 書作成等の事務処理請負業、経理事務、 労務管理の請負業
(新 設)	(16) 医薬品の製造
(新 設)	(17) 健康指導および研修会の開催
(新 設)	(18) 医療施設の開設支援、保守、管理、運 営
(新 設)	(19) 建設・工事業務
(新 設)	(20) 建造物および各種施設の工事、営繕な らびに清掃業務の受託
(新 設)	(21) 文具、事務用機器および付属品の販売、 修理ならびに輸出入業務
(新 設)	(22) コンサルタント事業
(新 設)	(23) 倉庫業および運送事業
(新 設)	(24) 飲食店経営
(新 設)	(25) 損害保険代理業および生命保険の募集 に関する業務
(新 設)	(26) 関連会社および販売先の事業に関する 経営支援業務
(新 設)	(27) 古物事業
(新 設)	(28) 回収代行業務
(新 設)	(29) (現行どおり)
(13) 前各号に附帯または関連する一切の業務	
<略>	<略>
(新 設)	附則
	第1条(商号)および第2条(目的)の変更は 平成27年10月1日をもって会社分割の効力が発 生することを条件として、当該会社分割の効力発 生日に効力が発生するものとする。なお、本附則 は効力発生日の経過をもってこれを削除する。

4. 業績に与える影響

この度の会社分割の延期が当社の連結業績に与える影響は軽微であり、当社の平成 28 年 3 月期の連結業績見通しに変更はありません。

以上